

第3 退職所得の源泉徴収事務

居住者に支払う退職所得の源泉徴収事務は、①退職手当等の支払を受ける人（退職者）から、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告書に記載されている勤続年数などに基づいて退職所得控除額を計算し、②退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額（課税退職所得金額）(注)を課税標準として、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」（20ページ参照）の「税額」欄に示されている算式に従って税額（所得税及び復興特別所得税の額）を計算し、③退職手当等を支払う際にその税額を源泉徴収して納付する事務です。

(注) 退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合の課税退職所得金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となります。

I 退職所得の範囲

退職所得とは、退職したことにより一時に支払われる退職手当や退職金、一時恩給などをいいます（所法30①、31）。

なお、死亡したことにより退職した人に支払う退職手当等は、通常その遺族の相続税の課税対象となりますので、所得税は課税されません（基通9-17）。

II 退職手当等の区分

退職所得は、その年中に支払を受ける退職手当等の区分に応じ、次の課税退職所得金額を課税標準として、他の所得と分離して課税することとされています（所法22①③、30①②、所令71の2①）。

退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等の場合	$\left(\begin{array}{c} \text{一般退職} \\ \text{手当等の} \\ \text{収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$
特定役員退職手当等の場合	$\begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職手当} \\ \text{等の収入} \\ \text{金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array}$
一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合	$\left(\begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職手当} \\ \text{等の収入} \\ \text{金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{一般退職} \\ \text{手当等の} \\ \text{収入金額} \end{array} - \left(\begin{array}{c} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right) \right) \times \frac{1}{2}$

特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいい、一般退職手当等とは特定役員退職手当等以外の退職手当等をいいます（所法30④、所令71の2①）。

(注) 特定役員退職所得控除額の計算方法など特定役員退職手当等がある場合の源泉徴収について、詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「源泉徴収のあらまし」をご参照ください（「源泉徴収のあらまし」は冊子による提供も行っています）。

III 退職所得控除額

退職所得控除額は、一般の退職の場合、退職した人がその会社などに就職してから退職するまでの勤続年数に応じて、次のように定められています。（所法30③、所令69）。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数
20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

退職所得控除額の計算に当たっては、次の点に注意してください。

- 1 退職所得控除額は、勤続年数に応じて「源泉徴収のための退職所得控除額の表」により求めます。
- 2 勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とします（所令69②）。
（例：21年3か月→22年）
- 3 計算した退職所得控除額が80万円未満の場合には、80万円とします（所法30⑤二）。
- 4 障害者となったことに直接基因して退職した場合には、一般の退職の場合の金額に一律100万円を加算した金額を退職所得控除額とします（所法30⑤三）。

IV 税額の求め方（平成25年分）

（設例）

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 勤続期間 | 昭和58年10月1日就職～平成25年3月31日退職 |
| (2) 退職手当等の金額 | 1,700万円（一般退職手当等） |
| (3) 退職の理由 | 定年退職 |

（注）この設例は「退職所得の受給に関する申告書」が提出されている場合の例ですが、この申告書が提出されていない場合には、退職手当等の収入金額に20.42%を乗じた税額を源泉徴収することになります（所法201③、復興財確法28②、31①②）。

なお、この申告書は、税務署長から提出を求められるまでの間は、源泉徴収義務者が保存するものとされています（所規77③）。

〔税額の計算〕

- ① 勤続年数は、29年6か月ですから1年未満の端数を切り上げて30年となります。
- ② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「30年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると1,500万円となります。
- ③ 退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額を2分の1して課税退職所得金額を求めます。

$$(1,700\text{万円} - 1,500\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 100\text{万円}$$
- ④ 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式に従って税額を計算します。

（源泉徴収のための退職所得控除額の表）

勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合
24年	10,800千円	11,800千円
25年	11,500	12,500
29年	14,300	15,300
30年	15,000	16,000
31年	15,700	16,700
32年	16,400	17,400

$(100\text{万円} \times 5\%) \times 102.1\% = 51,050\text{円}$

これがその退職手当等から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額です。

退職所得の源泉徴収税額の速算表（平成25年分）

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A) × 5%) × 102.1%
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
18,000,000円超	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%

（注）課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

第4 報酬・料金等の源泉徴収事務

居住者又は内国法人に支払う報酬・料金等の源泉徴収事務は、原稿料、講演料、芸能・スポーツ・知識等の教授・指導料、税理士報酬、外交員報酬、出演料、ホステスの報酬などの報酬・料金等の支払者が、その支払の際に一定の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務です。

源泉徴収の対象とされている報酬・料金等の範囲及び税額の計算方法は、次の表のとおりです。

なお、給与等の支払がない個人又は常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等を支払う個人は、次表の9に掲げるホステスなどの報酬・料金を支払う場合を除き、源泉徴収を行う必要はありません（所法184、204②）。